

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月1日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (16人)

農業委員 (7名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

4番 福江 晋

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田武次郎

農地利用最適化推進委員 (9名)

久我 定幸

木村 覚

榊原 照博

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (農業委員1名)

岩永 八大

(推進委員2名)

池田 信文

蕪竹 敏治

4. 議事日程

議案第10号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について

議案第11号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 安人

主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>おはようございます。ただ今から第3回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は、農業委員7名、推進委員9名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>今回の議事録署名者ですが、3番の岩永委員と4番の福江委員の予定でしたが、岩永委員が欠席の為4番福江委員と5番の川崎委員よろしくお願ひします。</p> <p>それではさっそく審議に入りたいと思います。</p> <p>本日の提出議案は、</p> <p>議案第10号が2件、議案第11号が4件となっています。</p> <p>それでは議案第10号、農地法第18条第6項の規定による解約報告について、別紙関係人より解約報告を受理したので、報告します。</p> <p>それでは、1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、川崎農業委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。
川崎委員	先月の28日に松本推進委員と貸人・借人の自宅へ確認に行きました。借人が現在港湾工事に行っており、自宅にいる期間が短く耕作が難しいとのことでした。現状については、草払い等管理されていましたが、やはり耕作は出来ないということで解約したいとのことでした。

松本推進 委員	28日に川崎委員と一緒に確認しました。補足はございません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第10号1番について、ご異議ご意見ございませんか。
水田委員	質問して良いですか。貸人・借人の関係はどうなっていますか。
松本推進 委員	借人の親と貸人が兄弟です。
議長	それでは、ほかにご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、1番は、原案どおり認められました。 続きまして議案第10号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明)
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された、辻農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	対象地が複数エリアにまたがっていたため、28日に関係者と木村推進委員と池田推進委員及び私で立会しました。5年間の裏作の契約の途中での解約だったので理由を尋ねたところ、裏作で玉ねぎを作っていたとのことでしたが、ここ2年続きでの価格の低迷が経営方針転換の理由でありました。表作は借人の父が契約をして水田を作っておられますが、水稻を優先したいとのこと。玉ねぎを高単価の品種に変えることも出来ないとのこと。貸人にも確認をしたところ、了解をしているということでした。
木村推進 委員	貸人は高齢で作れないということで借人に貸し出していたとのことでした。あとは辻委員がおっしゃったとおりです。

辻委員	対象農地の水稲はそのまま継続し管理はされます。ですので、裏作のみ解除になります。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第10号2番について、ご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、2番は原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による賃借権及び使用賃借権設定について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び木村推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	<p>28日に貸し手・借り手・木村推進委員と立会調査、確認をさせていただきました。面積2,032㎡の中に苺の高設ハウスが8aあります。もともとは花のハウスでしたが、土耕の苺に変わり、1年前に高設栽培用施設を導入されており、賃借料は施設の分も込みで考えられております。貸し手は他にもハウス苺を栽培されており、手が回らなくなってきたとのことで、同じ品種の苺を栽培されている借り手に貸したいということで双方の了解を得て進められております。</p>
木村推進委員	補足説明はありません。
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>それでは1番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>

水田委員	借り手の方も苺栽培が主体の方ですか。規模拡大になるのですか。
辻委員	父親と一緒に苺を栽培されており、そうなります。
中島推進委員	ハウスについては既に建っていたということですか。
辻委員	もともと貸し手の花卉のハウスでしたが、貸し手が改装し苺の高設ハウスになっております。苺の高設栽培の施設込みでの賃借料となります。
中島推進委員	賃借料が通常の田を借りる金額より高く、施設を建てて借りるには高いなと思ったので、施設を含めての金額なのか確認でした。
議長	それでは、ほかにご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、1番は、原案どおり認められました。 続きまして議案第11号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山農業委員及び久我推進委員から調査報告をお願いします。
澤山委員	28日に久我推進委員と貸し手、借り手の方と現地で話を伺いました。現在貸し手がハウスみかんを栽培されており、収穫もすぐ出来るような状態です。貸す理由としては、高齢になり体が自由に動かないということが主だそうです。貸す相手に選んだ理由としては、同じ集落のハウスミカン栽培をしている若手農家に貸したいということでした。賃借料についてもお互い納得されております。

久我推進 委員	澤山委員の報告のとおりで、付け加えることはありません。
議長	調査報告が終わりました。 それでは議案第11号2番について、ご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。 したがって、2番は、原案どおり認められました。 続きまして議案第11号3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員及び榊原推進委員から調査報告をお願いします。
辻委員	地区の公民館の近くと立地条件も良く、柑橘が植栽されております。所々間伐されている所もありました。現在除草管理等は知り合いの方に行ってもらい、防除についてはやっていないという状況であります。27日に借り手と立会確認しました。貸し手は福岡県在住ということで立会できず、同日、後だって電話確認という形になりました。榊原推進委員と借り手と場所の確認と利用法について確認しましたところ、今年は現状維持の形をとって、みかんの規模拡大を図りたいとのことでした。賃借料がない使用貸借であることも双方に確認を取ったところ、借り手は貸し手にお任せするといわれたとのこと。貸し手に確認をしたところ、集落の中心にあることも有り荒れさせるわけにもいかないので、管理をしっかりしてくれたらということでした。
榊原推進 委員	辻委員の説明されたとおりです。
議長	ただいま調査報告が終わりました。 それでは議案第11号3番について、ご異議ご意見ございませんか。

	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、3番は、原案どおり認められました。</p> <p>続きまして議案第11号4番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請の内容は、経営面積、機械、労働力、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された堤農業委員及び池田推進委員から調査報告をお願いします。</p>
堤委員	<p>28日に池田推進委員と借り手の方と現地で確認を行いました。元々の土地の持ち主が従兄弟で亡くなられて、作ってもらえないかと相談があり、そこから作っているそうです。貸し手の代表の方は亡くなられた方のお姉さんで所有権を共有で持っておられる中で、一番近くにいることから代表になられたようです。貸し手の方にも電話連絡し内容を確認したところ間違いありませんということでした。</p>
池田推進委員	<p>借り手は後継者もおられ、現在も耕作されており問題ないかと思われます。</p>
議長	<p>ただいま調査報告が終わりました。</p> <p>それでは議案第11号4番について、ご異議ご意見ございませんか。</p>
川崎委員	<p>参考事項に所有者情報が記載されていますが、1/6や1/3とありますが場所の分け方などあるのでしょうか。また全員納得されているのでしょうか。</p>
池田推進委員	<p>場所について区分け等はしていないそうです。また、所有者は全員親戚で問題ないとのことでした。</p>
議長	<p>それでは、ほかにご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、4番は、原案どおり認められました。</p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、太良町農業委員会第3回総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様方には、長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございます。おつかれさまでした。</p>

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 2 年 9 月 1 日

会 長 秀 島 克 博
 議事録署名者 福 江 晋
 議事録署名者 川 崎 豊 洋